

群馬県後期高齢者医療広域連合第9回情報公開及び個人情報保護審査会会議録

日時 平成30年3月14日（水）

午後1時55分から2時20分まで

場所 群馬県公社総合ビル5階 第4会議室

出席者：紺委員、北村委員、齋藤委員

事務局：根岸事務局長、外所次長兼総務課長、市川管理課長、齋藤給付課長、齋藤主幹

審査会次第

1 開会

2 委員委嘱

3 広域連合事務局長挨拶

4 議事

（1）会長の互選について

互選により、紺 正行氏を会長に選出

（2）会長の職務を代理する委員の指名について

会長により、北村 純氏を会長職務代理人に指名

5 報告

（1）群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

事務局：平成30年第1回定例議会において『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の改正に伴い、条例を一部改正した。内容は、情報提供等記録の定義に、条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め等があったときに、記録された特定個人情報を含めるための改正と、自己情報の訂正をした場合の通知先に、条例事務関係情報照会者等を追加するための改正だった。

会長： この件について、質問、意見をお願いする。

委員： マイナンバー法案に伴って、保険の番号とマイナンバーと一緒にしている件か。

委員： そうだ。

会長： この件については、以上のとおりでよいか。

（委員了承）

（2）個人情報取扱事務の状況について

事務局： 資料18ページの個人情報取扱事務届出一覧は広域連合個人情報保護条例第6条第1項に基づき、個人情報を取り扱う事務として、届出されている事務の一覧である。19ページから43ページにかけて登録簿の詳細を載せた。

前回の審査会以降に変更届が提出された事務は、項目19の公平委員会の「不利益処分に対する審査請求に関する審査事務」で、地方公務員法の改正に伴うもの。参考として本日配布した別刷りの資料が変更前となる。変更点としては

- ・対象者の審査請求人の呼び方が請求者に変わり、「傍聴人」が新たに加わった
- ・平成28年に遡って適用となる。

また、例年のとおり広域連合個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づき、届出のあった個人情報取扱事務について、広域連合長から報告があった。

会長：この件について、質問、意見をお願いする。

(質疑等なし)

会長：この件については、以上のとおりでよいか。

(委員了承)

(3) 保有個人情報の外部提供について

事務局：まず訂正について報告する。事前に配布した資料に誤りがあった。本日配布した資料は修正してある。誤っていた箇所は、44ページNo.1、2、5、6の事務名称。

①1、2の事務名称 誤 療養費支給事務 ⇒ 正 高額療養費支給事務

②5、6の事務名称 誤 療養費支給事務 ⇒ 正 診療報酬等審査支払事務

平成29年度において、目的外利用の申請は無かった。外部提供のみ。

No.1と2の給付課 高額医療費支給事務は、高崎市と深谷市で特定疾患医療給付の医療費の還付額を確定する際に、後期高齢者医療の高額医療費等の情報が必要となるもの。本人から個人情報の収集等についての同意を得ているため、個人情報保護条例第8条第1項第2号の規定による、本人の同意があるとき、を適用し、外部提供を行った。

3の管理課 資格管理事務について。満75歳未満であっても満65歳以上で一定の障害がある場合、後期高齢者医療制度に加入するか、そのまま健康保険を継続するかを選択できるため、手続漏れなどによる健康保険との重複加入を防ぐため、各保険者に後期高齢者医療の加入情報等を提供するもの。高齢者の医療の確保に関する法律第5条に基づく、保険者の責務として、個人情報保護条例第8条第1項第1号、法令等に定めがあるとき、を適用し、外部提供を行った。

4の管理課 資格管理事務について。群馬県保健予防課で、指定難病の特定医療費受給者証を発行するにあたり、対象者の所得区分を把握するものです。本人から個人情報の収集等についての同意を得ているため、個人情報保護条例第8条第1項第2号の規定による、本人の同意があるとき、を適用し、外部提供を行った。

5の給付課 診療報酬等審査支払事務について。群馬県保健福祉事務所から本人の同意書も併せて生活保護法第29条に基づく照会があったため、個人情報保護条例第8条第1項第1号を適用し、外部提供を行った。

6の給付課 診療報酬等審査支払事務について。中之条区検察庁より刑事訴訟法507条に基づく照会があり、個人情報保護条例第8条第1項第1号、法令等に定めがあるとき、を適用し、外部提供を行った。

会長：この件について、質問、意見をお願いする。

委員：提供日の下にある他何件というのはどういうことか。

事務局：内容でまとめてある。高崎市からの照会は別人で、深谷市については同日人物である。支給月ごとに申請が届いている。

委員：項目4の提供資料内容の括弧書きの数字は他8件の合計か。

事務局：1件のみの数字である。

会長：他に意見、質問等はあるか。

(意見なし)

会長：この件については以上のとおりでよいか。

(委員了承)

(4) 平成28年度公文書の公開等の実施状況・個人情報保護条例の運用状況について

事務局： 1の『平成28年度における公文書の公開請求及び処理状況』と2の『不服申し立ての件数及び処理状況』について請求はありませんでした。

「平成28年度における保有個人情報保護条例の運用状況」は、請求件数は10件。内訳は開示9件、不存在が1件。保有個人情報の訂正請求、利用停止請求、不服申立てについては請求なし。個人情報取扱事務については、昨年の審査会で報告したとおり4件（項目番号13、19、23、25）の変更届があった。

会長： この件について、質問、意見をお願いする。

委員： 不存在の1件というのは、後期高齢者医療保険に入っていないということか。

事務局： 病院から診療報酬明細書が返戻されていたため、広域連合にはなかった。

会長： この件については、以上のとおりとしてよいか。

（委員了承）

6 その他

委員： 議事録を作ると思うが、どのように作成するのか。

事務局： 要点筆記したものを、後日連絡する。

7 閉会

この会議の内容に相違がないことを証するため、次に署名する。

平成30年3月30日

会長 紹正行

会長職務代理 北村 純

委員 斎藤 勇一郎